

新旧皇室典範における「皇統」の意味について

新 田 均

はじめに

かつて私は、皇位継承問題について、女系を認めるべきだと主張する人々と論争を展開した。その際、女系容認論の人々は、その根拠として、現行皇室典範第一条にいう「皇統」には女系も含まれていると主張した。それに対して、私は伊藤博文の「皇室典範義解」における「皇統」の解説、『憲法義解』での「皇統」という言葉の使われ方、さらには、皇室典範を審議した枢密院の議事録に基づいて、旧皇室典範第一条の「皇統」には女系は含まれていないと指摘し、戦後もその解釈が引き継がれてきたことは百地章教授の指摘によって明らかだと反論した（拙論「小林よしのり氏の皇統論を糺す」『別冊正論』一四号、平成二十三年一月、四七―五〇頁）。

その後、新旧皇室典範の制定過程を調べていく中で、自らの議論を補強する証拠をいくつか発見した。そこで、そ

これらの資料を加味して、あらためて、新旧皇室典範第一条にいう「皇統」の意味に対する私の解釈を提示したいと思う。

一、女系容認論者の現行皇室典範解釈

現行皇室典範第一条は「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」と定めている。この「皇統」に対する女系容認論者の解釈は次のようなものである。

「皇室典範がわざわざ『皇統に属する男系』と断っているのも、皇統イコール男系ではないことを前提としたものだ。すなわち、皇統に属する男系と女系のうち、従来の伝統を尊重して、制度上、皇位継承資格をとくに男系に限定したことをしめしている。／＼したがって、女系も皇統にふくまれると見てよいのであれば、皇位継承をめぐる客観的条件の変更に応じて、男系主義を見直すことも、皇室の伝統に照らして絶対的に許されないことではないのである」（高森明勅「改めて問う、『女帝』は是か非か」『正論』平成一六年七月号一四五頁）

「実際は、女系も皇統に含まれているのだ。皇室典範の第一条を見よ。『皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する』明治の旧典範でも、この規定は全く同じである。この条文は、『皇統』には男系・女系の両方が含まれるという前提の上で、皇統に属する者のうち、男系男子が皇位を継承するとしか読みようがない。『皇統』が男系のみならば、『皇統に属する男子』とだけ書けばよいことになる。女系継承は、決して皇統の断絶を意味するものではない！」（小林よしのり『サピオ』平成二二年一月二五号五九頁）

「条文は同義語反復では書かれない。『皇統』Ⅱ『男系男子』ならば、『皇位は「男系男子」に属する「男系男子」

に継承する』となってしまう。」(小林よしのり『サピオ』平成二二年九月二九日号七〇頁)

要するに、「皇統」が「男系」を意味するならば、現行皇室典範の第一条は「男系に属する男系の男子」という同義語反復の条文ということになってしまふ。したがって、「皇統」には女系も含まれており、男系女系の両方を含む「皇統」を後に続く「男系」という言葉で限定していると解するのが合理的だ、というのである。

二、女系容認論者の解釈に対する以前の私の反論

女系容認論者の「皇統」の解釈について、以前、私は、百地章氏の「皇位の世襲については、戦後の政府見解でも、旧皇室典範の下でと同様に、男系の男子に限るという解釈が受け継がれてきた」との主張(『皇位の世襲』の意味と『女系天皇』への疑問)阿部照哉先生喜寿記念論文集『現代社会における国家と法』平成一九年、成文堂)を前提とした上で、旧皇室典範に関する二つの証拠を上げて反論した(前掲「小林よしのり氏の皇統論を糺す」四七―五〇頁)。それは以下のようなものだった。

①。「皇室典範義解」を収録した岩波文庫の『憲法義解』には校註者・宮沢俊義の「憲法義解解題」が載っている。そこには、憲法および皇室典範義解の元は枢密院での審議の際の逐条説明書であり、その説明書を典範・憲法制定後に公刊することとなり、草案起草者に帝国大学教授数名が加わって伊藤博文を議長として枢密院官舎で約一ヶ月の審議をし、それを伊藤の私著として刊行した、という経緯が記されている。つまり、「皇室典範義解」は、憲法および皇室典範制定者たちの審議の前提となった解釈、審議によつていつそう洗練された共通解釈を公表したものである」といふことになる。この「皇室典範義解」では「皇統は男系に限り女系の所出に及ばざるは皇家の成法なり」(『憲法義解』

一二八頁)と、「皇統」は「男系」に限定される」と明言されている。

②・旧皇室典範第一条では「大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」と、「皇統」の前に「祖宗ノ」という言葉が置かれていた。この「祖宗」が何を意味するかは、『憲法義解』の中に出ていくる類似の言葉、「天祖」「神祖」に注目してみるとよく分かる。この三つの用語は明確に使い分けられており、「天祖」は天照大神、「神祖」は神武天皇、「祖宗」は神武天皇以降の歴代天皇を意味している。したがって、旧皇室典範第一条にいう「祖宗ノ皇統」とは、「神武天皇以降の歴代天皇の皇統」ということになる。神武天皇以降の皇位繼承が男系繼承として記録されているのは周知のことである。したがって、「祖宗ノ皇統」は男系のみ限定されていることになる。⁽¹⁾

この議論については、雑誌論文という性格から、根拠資料を詳しく提示できなかった。そこであらためて、根拠資料を提示しておきたい。「天祖」「神祖」「皇統」の意味が明確に分かるのは、『憲法義解』に収められている「大日本帝国憲法義解」の、大日本帝国憲法第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」についての解説部分である。そこにはこうある。「恭て按ずるに、神祖開国以来、時に盛衰ありと雖、世に治乱ありと雖、皇統一系宝祚の隆は天地と與に窮なし。(中略)古典に天祖の勅を挙げて『瑞穂国是吾子孫可王之地宜爾皇孫就而治焉』と云へり。又神祖を称へたてまつりて『始御国天皇』と謂へり。」(『憲法義解』二二二頁、傍線引用者)

まず、「天祖の勅」という言葉から「天祖」が天照大神を意味していることは疑いようがない。次に、「神祖を称へたてまつりて『始御国天皇』と謂へり」との記述から「神祖」は間違いなく神武天皇を指している。したがって、「神祖開国以来…皇統一系」というのは、神武天皇の建国以来「皇統」は一系で維持されてきたという意味である。つまり、「皇統」の起点は神武天皇に置かれているのである。

それでは「祖宗」の意味はどうか。これは同じく『憲法義解』に収められている「皇室典範義解」の序文で明らかにされている。「祖宗国を肇め、一系相承け、天壤と與に無窮に垂る」（『憲法義解』一二七頁、傍線引用者）。大日本大國憲法第一条の義解からすでに明らかのように、国を肇めたのは神武天皇であるから、「祖宗」とは神武天皇以降の歴代天皇を意味している。また、嫡出による継承を原則とすることを定めた皇室典範第四条についての義解にも次のようにある。「恭て按ずるに、祖宗の嫡を先にし庶を後にするは、神武天皇庶長子手研耳命を措て綏靖天皇を立てたまふに始まる」（『憲法義解』一三三頁、傍線引用者）。

③ 明治二十一年五月二十八日の枢密院の議事録には、将来、皇統には女系も含まれる、という解釈を主張する者が現れて女系継承が実現してしまうなどということが起こらないようにとの配慮から、「祖宗ノ皇統ニシテ男系」、祖宗の皇統（男系）にして男系、という同義語反復を敢えて残した経緯が明瞭に記録されている。これについても雑誌論文という性格から、根拠資料を詳しく提示できなかった。そこで、小林宏・島善高編著『日本立法資料全集一七・明治皇室典範「明治二十一年」（下）』（信山社、平成九年五月）所収の「皇室典範草案枢密院会議筆記」によって根拠資料を提示しておきたい（以下の史料内の傍線は引用者）。

明治二十一年五月二十五日の午後に開かれた審議の中で、「大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」との第一条の原案について、様々な修正提案がおこなわれた。まず、大木喬任顧問官（二十八番）が「正条ヲ顧レハ一字一句モ宝祚ノ万世一系ニシテ天壤ト無窮ナルコトノ意ヲ盡サス。蓋シ憲法ノ条項中既ニ其明文アレハ之ヲ細言スルヲ要セスト云フノ意ナルヤ。此ノ事最モ重大ナリ。故ニ本条ニ於テモ其趣旨ヲ掲ケンカ為ニ万世一系ナル大日本皇位ハ云々ト改メ其以下ハ原案ノ儘ニテ然ルヘシ」（五三六―五三七頁）と主張した。「万世一系」は国体についての重要

な概念なので、憲法との重複を恐れずに、あえて皇室典範の中にも入れるべきだというのである。

次に、土方久元顧問官(二十九番)は「大日本ト云フハ外国ニ対スルノ文字ナリ。歴朝相承ケ綿々一系未タ曾テ宇内ニ比類ヲ見サル我国ニ取りテハ万世一系ノ皇位ト改メラレンコトヲ得ハ本懐ノ至リナリ」と主張した。「万世一系」は比類のないものなので、外国を意識した「大日本」は除いて、「皇位」に「万世一系」が係るように修正すべきだというのである。この案に対して、大木が「前説ヲ取消シ更ニ二十九番ヲ賛成ス」と賛意を示した。

また、三条実美内大臣(六番)からは「本条ニ祖宗トアルヲ天祖ト改タシ」との提案が出された。ここから、やはり「祖宗」(神武天皇以降)と「天祖」(天照大神)との区別が意識されていたことが分かる。ただし、この三条の提案に賛成する者はいなかった。

大木と土方の改正案に対して、井上毅書記官長(番外)からは「二十九番ノ説ニ万世一系ト云ヘハ祖宗ノ皇統ト重複ス。上文ニ万世一系ト書クコトハ異存ナケレトモ、若シ之ヲ加ユルコトニ決セハ下文ノ祖宗ノ皇統ノ字ハ削ラサルヘカラス」と、「万世一系」と「祖宗ノ皇統」とは同義語反復なるとの意見が出され、さらに、副島種臣顧問官(二十四番)から「重複ナルカ故ニ万世一系ナル皇位ハ今後男系ノ男子ノミ之ヲ繼承スト改メタシ」との意見が出たり、東久世通禧顧問官(二十二番)からも「日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治シ男系ノ男子之ヲ繼承スト改メタシ」との意見が出たりして、この日は結論が出なかった。

明治二十二年五月二十八日の午後に開かれた枢密院の会議では引き続き第一条の修正が議論された。この日の議論は、大木喬任の次のような発言からはじまった。

「前回ニ於テ議場ノ問題トナリタル第一条ノ修正説ハ単ニ字句ノ修正ナリト断定スヘカラス。万世一系ノ数字ハ我

国体ノ最モ尊キ所以ヲ表彰スルモノナレハ必ス之ヲ加ヘサルヘカラス。祖宗ノ皇統トアレハ歴朝相承クルノ意ナルヲ以テ必ス万世一系ト云フヲ要セストスルノ説モアルヘケレトモ、祖宗ノ皇統ト云フノミニテハ未タ我国体ノ如何ヲ表彰スルニ充分ナラス。蓋シ本条ノ修正案ニ就テ各位ノ意見区々ニ涉リ未タ帰一ヲ得スト雖、万世一系ノ字ヲ加ユルノ一事ニ至テハ想フニ各位其所見ヲ同フスルナラン。前回ニ於テ二十九番ヨリ修正案ヲ提出セラレタレハ、本官ハ更ニ二十九番ニ協議シ其賛成ヲ得ハ、左ノ修正案ヲ提出セントス。大日本皇位ハ万世一系ナル皇統ノ男子ヲ之ヲ繼承スヘシ。此ノ修正案ハ二十九番ノ前回ニ於テ提出シタルモノト大差アルコトナシ。敢テ請フ。二十九番ハ更ニ本官ノ提出案ヲ賛成セラレンコトヲ

「祖宗ノ皇統」というだけでは我国体を十分に表現してゐるとは言えないので「万世一系」の字句を加え、逆に「祖宗」を削つて、「大日本皇位ハ万世一系ナル皇統ノ男子ヲ之ヲ繼承スヘシ」という条文に改めるべきだといふのである。この修正案に土方久元（二十九番）が賛成し、さらに副島種臣（二十四番）、福岡孝弟（二十六番）、元田永孚（十九番）、勝海舟（十七番）が賛成した。

この修正案に対して、議長の伊藤博文は「二十八番ニ問フ。二十八番ノ修正案ニ男系ノ字ヲ除ケリ。故ラニ之ヲ省クノ意ナル乎」と質し、大木が「然リ」と答えると、伊藤は次のように述べて表決を行った。

「第一条ノ修正如何ニ就テハ最早議論モ盡キタリト信スルヲ以テ表決ヲ取ルヘシ。其前ニ於テ各位ノ注意ヲ喚起スヘキ重要事件アリ。原案ニハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ストアリ。然ルニ修正案ニハ故ラニ男系ノ字ヲ削除セリ。果シテ此ノ如クナルトキハ則将来ニ於テ我皇位ノ繼承法ニ女系ヲモ取ルヘキニ至リ、上代祖先ノ常憲ニ背クコトヲ免レス。修正案ニ同意ヲ表セラルヘキ各位ノ起立ヲ請フ」

伊藤議長は、「男系」を削つて「皇統ノ男子」だけにしてしまうと、将来「皇統には女系も含まれている」と主張する者が現れた場合に、それを否定する明文上の根拠がなく、皇位が女系に移り、古来の皇位継承原則から外れてしまふ危険性がある」と指摘したのである。表決の結果、修正案に賛成した者は八人と少数で、修正案は否決された。

それでも、なお、佐野常民(二十三番)、副島種臣、大木喬任は次のように食い下がった。

佐野(二十三番)「本官ハ万世一系ノ字ヲ加ヘンコトヲ希望スレトモ二十八番ノ修正説ヲ以テ完全ナリトモ思考スル能ハス。既ニ議長ノ注意セラレタル如ク僅々タル数字ノ改竄ニシテ事重大ニ関スルモノアリ。彼此斟酌スルニ日本國ト改ムレハ憲法ノ題号ニモ符号シ又敢テ男系ノ字ヲ削除セスシテ万世一系ノ字ヲ挿入シ以テ本条ヲシテ完全ナラシムヘキ修正ヲ加ユル為ニ之ヲ修正委員ニ付セラレンコトヲ建議ス」

副島(二十四番)「皇統ノ男子ト云ヘハ男系ノ男子タルコトニシテ説明ニ於テモ亦判然タリ」

大木「二十四番ノ發言シタル如ク皇統ノ男子ト云ヘハ男系ノ男子タルコトニ相違ナシ。況ンヤ第一条ハ大体ヲ論スルノ条ニシテ其男系ノ男子タルコトハ後条所載ニ於テ判然タルニ於テヤ。然レトモ本官ノ修正説ハ少数ノ為ニ否決シタレハ今更論スルモ亦詮ナキ事ナリ。唯タ万世一系ノ字ヲ加フルコトハ各位同感ナルコトヲ信スルニ因リ、委員ニ附託シテ妥當ノ修正ヲ加ヘシメン歟、又ハ其修正ヲ書記官長ニ命セラレンカ、孰レトモ議長ノ指揮ニ任カスヘシトシテ先ツ二十三番ノ建議ニ賛成ス」

土方(二十九番)「二十三番ノ建議ヲ賛成ス」

この議論に対して、伊藤議長は次のように述べて表決に移した。

「本条ノ修正説ハ既ニ否決シ、又二十三番ノ建議ハ賛成者少数ナルヲ以テ、直ニ原案ノ表決ヲ取ルヘシ。原案ニ同

意ヲ表セラル、ノ各位ニ起立ヲ請フ。起立者は十八名。多数により、原案はそのまま承認された。

この議論から明らかなのは、「皇統」Ⅱ「男系」というのが当時の常識であり、それでもあえて「祖宗ノ皇統ニシテ男系」という同義語反復を残したのは、将来、「皇統」には女系も含まれると主張する者が現れたとしても、男系継承が揺るがないようにするためだったということである。

三、旧皇室典範の原案について

最近、私は旧皇室典範の制定過程を調べていて、第一条における「祖宗ノ皇統」が男系継承を強く意識した言葉だったことを示す新たな証拠を発見した。

旧皇室典範に直接につながる草案は、伊藤博文の委嘱によって、当時帝室制度取調局総裁を務めていた柳原前光によつて書かれた。明治二〇年一月二四日頃のことである（稲田正次『明治憲法制定史』下巻、有斐閣、昭和三七年一月、九六六頁）。この「皇室法典初稿」の第一条は次のようだった。

「第一条 大日本国皇位ハ恭シク天祖ノ大詔ニ則リ其皇統之ニ当タルコト天壤ト與ニ窮リナシ」

そして第三十六条で男系継承を次のように規定していた。

「第三十六条 皇位ヲ継承スルハ男系ノ男子ニ限ル推古帝以来女主臨朝ノ例ニ倣フコトナシ」

つまり、「皇統」は「天祖」すなわち天照大神に発するが、皇位継承は男系の男子に限るというのである。

ところが、柳原と同様に伊藤の委嘱を受けて皇室に関する法規についての取り調べをしていた井上毅が明治二〇年二月二六日に伊藤に提出した「皇室典範」草案の第一条は、次のようになっていた（稲田前掲書九七八頁）

「第一条 皇位ハ祖宗ノ皇統ヲ承ケ男系ノ男子之ヲ繼承ス」つまり、井上案では「皇統」は、柳原案とは異なって、「祖宗」すなわち神武天皇に発し、必然的に男系に継承されるのである。

伊藤、柳原、井上の皇室典範についての意見の相違を調整するために、明治二〇年三月二〇日、伊藤の高輪別邸で会合が開かれた。その時に叩き台とされたのは、柳原が三月一四日に伊藤に提出した「皇室典範再稿」だった。その条文は次のようになっていた（稲田前掲書、九八三頁）。

「第一条 大日本帝国皇位ハ恭シク天祖ノ大詔ニ則リ其皇統之ニ当タルコト天壤ト與ニ窮リナシ」

「第二条 皇位ハ男系ノ男子之ヲ繼承ス」

この高輪会合での議論の様子は、書記を務めた伊藤巳代治の「皇室典範・皇族令談話要録」（小林宏・島善高編著『日本立法資料全集一六・明治皇室典範「明治二二年」（上）」信山社、平成八年四月所収）によって知ることができる。それによれば、井上毅は柳原案の第一条案について、次のような意見を述べた。

「第一条 大日本帝国皇位ハ恭シク

天祖ノ大詔ニ則リ其皇統之ニ当タルコト天壤ト與ニ窮リナシ。此事ハ憲法ニ載スヘキモノニシテ之ヲ皇室典範ノ首条ニ置クハ不可ナリ。但シ憲法ニ載スルモ唯タ其上論ノ部ニ記シテ之ヲ法律ノ部ニ混一スヘカラサルモノナリ。旁々此場合ニ於テハ削除センコトヲ望ム」

天照大神の神勅への言及は、憲法発布の上諭に書かれるべきもので、法律の部分に混入すべきではないので、皇室典範の条文からは削除すべきだいうのである。

これに対して柳原は次のように反論している。

「本条ハ皇位ノ原則ヲ顕示シ日本建国ノ大則ヲ掲載スルニ在リ。素ヨリ皇室典範ハ天皇陛下ノ欽定タリト雖モ、一タヒ定メラレタル上ハ隨時変更スルナキノ重キヲ証シ、一言スレハ我国体ノ義ヲ彰ハサントスルノ意ニ出ツ」

柳原は、皇位も日本建国も天照大神の神勅を起点とすると考えており、その原則を皇室典範においても、まず、第一条で明記すべきだと考えていた。

この両者の意見の相違を伊藤博文は次のように論じて収拾した。

「法律上ヨリ云へハ井上氏ノ説至当ナリ。皇位ノ天壤ト與ニ窮リナシト云フカ如キハ、畢竟歴史上ヨリシテ人心ノ感触ニ出ツヘキモノニシテ、皇位ハ祖宗ノ皇統ヲ承ケ男系ノ男子之ヲ繼承スト云へハ十分ナリ。其ノ淵源ヲ尋ヌレハ柳原伯ノ意見ノ如クナラント雖モ、皇室典範ノ名称ニ対シテ適合セス。依テ本条ハ削除ニ決スヘシ」

伊藤は天照大神の神勅を「淵源」としては尊重しつつも、「皇位」を法律の側面から見れば「歴史上ヨリシテ人心ノ感触ニ出ツヘキモノ」だと述べている。すなわち、伊藤は歴史法学の視点に立って、皇位は「祖宗ノ皇統」、つまり神武天皇以来の男系に継承されると規定すべきだとしたのである。

この高輪会談の結果を受けて、柳原が四月二五日に伊藤に提出した「皇室典範草案」では次のようになった（稲田前掲書、九九六頁）。

「第一条 大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ヲ承ケ男系ノ男子之ヲ承ス」

明治二二年四月、枢密院に提出された諮詢案では、「祖宗ノ皇統」|| 「男系」ということがいつそう明瞭となるように、次のように修正されている。

「第一条 大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ承ス」

そして、この諮詢案が枢密院でそのまま承認されて、旧皇室典範第一条となった。

この起草過程を見れば、「祖宗ノ皇統」が、「天祖ノ大詔」との区別を意図したものであることは明瞭である。すなわち、建国も皇統も天照大神の詔に発するという考えを遠ざけて、建国も皇統も神武天皇に発するとの考えに立ち、その上で神武天皇以来の男系継承の伝統にしたがうことを意味する言葉として、「祖宗ノ皇統」は第一条に書き込まれたのである。

ちなみに、井上毅は「教育勅語」の起草の際にも、神武天皇以来の皇統を明瞭に意識して「皇祖皇宗」という言葉を用いている。「教育勅語」の解説を依頼された東大教授の井上哲次郎が「皇祖」を「天照大神」だと解説しようとしたのに対して、起草者の井上毅自身が「教育勅語」にいう「皇祖」とは天照大神ではなく、神武天皇であると明言し、修正を迫っているのである（拙著『現人神』『国家神道』という幻想』神社新報社、平成二六年四月、二六一―二七頁、三二頁）。

四、現行皇室典範の「皇統」について

現行皇室典範の草案は、昭和二二年三月一二日に閣議決定によって設置された臨時法制調査会の第一部会で作成された。第一部会は七月から活動を開始し、八月から九月にかけて「皇室典範要綱案」を検討し、一〇月二二日の臨時法制調査会第三回総会で「皇室典範要綱案」の審議過程を報告し、この案が同月二六日に議決されて内閣総理大臣に答申された。新皇室典範の法制化作業は、臨時法制調査会における要綱案の審議と並行して進められ、昭和二二年

一二月五日、衆議院に上程され、一二月一四日可決。貴族院での審議は一二月一六日から始まり、一二月二四日に可決成立した。

芦部信喜・高見勝利編著『日本立法資料全集一・皇室典範』（信山社、平成二年九月）所収の資料によれば、新皇室典範では要綱案作成の当初から、旧皇室典範第一条にあつた「祖宗ノ」という言葉が削られ、単に「皇統に属する男子」とされている。その理由が、議會審議に備えて法制局が作成した「想定問答」では次のように説明されている。

「問 皇統に属するとは何か。『祖宗の』字句省略の理由如何。

答 新典範においては、現在の天皇が天皇であられることは、憲法以前の自明の問題であるとし、今上を中心としてこゝに至り又ここより発する一系の血筋を皇統と観念した。この血筋を享けるものを皇統に属するものとし、皇位継承資格の根本要件とした。皇統は前述の如く今上を中心とした観念であり、斯く観念することが適當であると考へて、敢て祖宗の皇統としなかつたのである。」（芦部・高見前掲書、一八八頁）

新皇室典範における「皇統」とは「今上を中心としてこゝに至り又ここより発する一系の血筋」だといふのである。これはおそらく、裏でGHQとの交渉を進めながら草案作成にあつたついでに日本側に、GHQから神話的だと解釈されかねない部分ではできるだけ削ろうとの意思が働いたからではないかと推測される。

それでは、「今上を中心としてこゝに至り又ここより発する一系の血筋」と観念された「皇統」からは伝統的な要素が全く取り除かれてしまったのか、女系も含まれると観念されるようになったのかと云えば、そうではない。「想定問答」には次のように記されている。

〔問〕 女系及び女天皇を認めない理由如何。

答 皇統は男系に依り統一することが適當である。我が国多年の成法も亦然りである。女系が問題になるのは、その系統の始祖たる皇族女子に皇族にあらざる配偶者が入夫として存在しその間に子孫かある場合であつて、此の場合女系の子孫は仍皇族にあらざる配偶者の子孫で臣下であるといふことが強く感ぜられ、皇統が皇族にあらざる配偶者の家系に移つたと觀念されることを免れない。かやうに考へて女系を認めないのである。』

(菅部・高見前掲書、一八九頁、傍線引用者)

〔二〕 抑も「日本国憲法第二条にいう」世襲といふ觀念は、伝統的歴史的觀念であつて、世襲が行はれる各具体的場合によつてその内容を異にするものであらうと思はれる。場合によつては血統上の継続すら要件としない世襲の例も存し得るのである。然らば皇位の世襲といふ場合の世襲はどんな内容をもつか。典範義解はこれを(一)皇祚を踏むは皇胤に限る(二)皇祚を踏むは男系に限る(三)皇祚は一系にして分裂すべからざることの三点に要約してゐる。さうしてこれは歴史上一の例外もなくつづいて来た客觀的事實にもとづく原則である。世襲といふ觀念の内容について他によるべき基準がない以上これによらねばならぬ。そうすれば少なくとも女系といふことは皇位の世襲の觀念の中に含まれてゐないと云へるであらう。

(三) 然らば女系は別として女子の繼承資格は如何。女系を否定しても女子の繼承資格は自ら別な問題だからである。しかし女帝を認めるといふことはその御一代丈男子による皇位繼承を繰り延べるといふ丈の意味しか持ち得ない。歴史上女帝は存するけれどもそれは概ね皇位繼承者が幼年にゐます為その成長をまつ間の一事の撰位にすぎないのである。

かやうに考へると女帝の登極といふことは、むしろ皇位の不安定を意味するものと言へるのである。」(芦部・高見前掲書、一九〇―一九二頁、「」内および傍線引用者)

GHQの干渉を避けるために「皇統」とは「今上を中心としてこゝに至り又ここより発する一系の血筋」だという方便は用いるものの、その中身は伝統的な觀念に依拠している。

一つは、男系によつて家系を考へるといふ觀念である。この觀念によれば、女系を認めれば、「皇統」は別の家系に移つてしまい、もはや一系ではなくなつてしまう。したがつて、「皇統」は男系で統一すべきで、女系は認められない、というのである。

もう一つは、旧皇室典範を解説した「皇室典範義解」で掲げられた二つの基準である。新憲法第二条にいう「世襲」の觀念は、他に基準がないのであるから、それに従つて解釈されるべきで、そうになると、少なくとも「女系といふことは皇位の世襲の觀念に含まれない」というのである。

付け加えれば、現行皇室典範は憲法の下にある法律なのであるから、上位規定の憲法の「世襲」が男系に限定されている以上、「皇祖ノ」という限定が外されたからといって、皇室典範の「皇統」に女系が含まれるようになったと解するのは合理的でない。

おわりに

最後に本稿における結論を纏めれば以下のようになる。

① 旧皇室典範第一条にいう「祖宗ノ皇統」は「男系」のみしか含んでいない。旧皇室典範制定者の間では、「祖

宗」とは神武天皇以降を指す言葉として、天照大神を指す「天祖」と明確に区別して使われていた。そして、「祖宗ノ皇統」とは神武天皇以来の男系を意味するというのが共通理解で、「祖宗ノ」とあるのだから「男系」の語は必要ないとの意見すらあった。それにもかかわらず、「祖宗ノ皇統ニシテ男系」という同義語反復を残したのは、将来、「皇統」には女系も含まれると主張する者が現れることを懸念したためだった。

②・現行皇室典範第一条にいう「皇統」も「男系」のみしか含んでいない。たしかに、現行皇室典範第一条の「皇統」からは、その制定過程で「祖宗ノ」という限定が外された。しかし、法制局が準備した「想定問答」から明らかのように、「皇統」は依然として伝統的歴史的観念であるとされ、女系は含まないとの前提に立っていた。

最後に一言付け加えれば、法文を解釈する場合に、法文や法典内だけを見て、文言間の整合性のみを考えていては、その法文に込められた真の意味を理解することはできないであろう。

注

(1) 「皇統」を神武天皇を起点として考えるか、それとも天照大神を起点として考えるかは、「皇統」が男系に限られるのか、あるいは女系をも含むのかを考える上で、一つの重要な論点となっている。この議論は皇學館大学名誉教授・田中卓氏の次のような主張からはじまった。

「歴史的には、皇祖神の天照大神が『吾が子孫の王たるべき地』と神勅されている通り、天照大神を母系とする子孫であれば、男でも女でも、皇位につかれて何の不都合もないのである。つまり母系にせよ、明瞭に皇統につながるお方が『即位』して、三種神器を受け継がれ、さらに大嘗祭を経て『皇位』につかれれば、『天皇』なのである。子供は父母から生まれるのであって、男系とか女系の差別より、父母で一家をなすというのが日本古来の考えだからそれを母系(又は女系)といっても男

系といっても、差し支えなく、問題とはならないのだ。」（『女系天皇で問題ありません』『諸君！』平成一八年三月号六四頁）
「日本国体の原理も、皇室の祖神も、天照大神という、女神にもとづいていることを忘れてはならない。」（同右論文、五七頁）

この田中氏の議論を後盾として、小林よしのり氏は次のような議論を展開した。

「皇統のいろはも知らぬ男系絶対主義者のために当たり前のことを言わねばならないのか： 皇祖神は天照大神です!! 現在の天皇につながる皇統は、天照大神の『天壤無窮の神勅』によって始まったのだ!」（『サピオ』平成二二年五月一二日号七一頁）

つまり、天照大神を「皇統」の起点とすれば、「皇統」には女系も含まれる、いやむしろ、「皇統」は女系から始まったと考えるべきである、との主張である。このような主張のあることを意識して、今後、私が取り上げた旧皇室典範制定者たちの議論を見ていただきたい。

なお、天照大神が女神なので「皇統」は女系からはじまったとの議論が、そもそも神話解釈として誤りであることについては、前掲拙論「小林よしのり氏の皇統論を糺す」二九―三五頁「皇祖神について」を御覧いただきたいが、ここで簡単に私の主張を要約しておく。

神代の皇統はイザナギノミコトとイザナミノミコトから始まり、両神から、天照大神、ツクヨミノミコト、ヒルコ、スサノオノミコトが生まれ（『日本書紀』）、さらに天照大神との誓約の際に、スサノオノミコトからアメノオシホミミノミコト以下の五男神が生まれ：という具合に続いている。したがって、天照大神はイザナギノミコトを父とする男系の女神で、当然、皇祖神だが、その他の神も皇祖神に含まれる。『日本書紀』や祝詞の中で皇祖神は一神ではない。タカミムスビノミコトやウガヤフキアエズノミコトも「皇祖」と呼ばれ、大祓の祝詞では、イザナギノミコトとイザナミノミコトが「皇親すめらみむす」と呼ばれて、皇祖神とされている。

この神統譜を男系継承の観点から見れば、「イザナギ↓スサノオ↓アメノオシホミミ」という流れになる。事実、古来、最もまとまった権威ある代表的な皇室関係の系譜と言われている『本朝皇胤紹運録』には、アメノオシホミミノミコトについて

「素戔鳴尊第一子。天照大神、誓約を立てて、以て子と為す」とある。つまり、弟の素戔鳴尊の第一子を天照大神が養子にしたというのである。

要するに、神代の皇統についても、男系で考えるのが古来の日本の神話解釈だった。そして、そう考えなければ、何故、神武天皇以降の歴代天皇の皇位継承についての歴史記述が男系に拘ったものになっているのかを理解できない。